

モデル団体等の懸案事項に関する情報提供

令和3年8月23日
個別避難計画作成モデル事業
ノウハウ共有ミーティング
(第2回)

内閣府政策統括官（防災担当）避難生活担当参事官室

1. 福祉専門職への個人情報提供
2. 救助法適用による高齢者避難への支援（避難所の開設、移送）
3. 電源が必要な避難者への対応
4. 地方交付税措置について
5. 避難行動要支援者に関するシステム整備の状況
6. 個別避難計画に係る責任の考え方

1. 福祉専門職への個人情報の提供

- 災害対策基本法においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る個人情報の外部提供の在り方については、次のとおり整理しています。

平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされています（第49条の11第2項及び第49条の15第2項）。

一方で、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととされています（第49条の11第3項及び第49条の15第3項）。

※避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（名簿情報）については、災害対策基本法第49条の11第2項及び第3項に基づき外部提供を行います。

※個別避難計画に記載し、又は記録された情報（個別避難計画情報）については第49条の15第2項及び第3項に基づき外部提供を行います。

- 以上のとおり、災害対策基本法上、福祉専門職に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る個人情報を提供するためには、同法の名簿情報及び個別避難計画情報の外部提供に関する規定に基づき行うこととなるため、福祉専門職を避難支援等関係者として位置付け、地域防災計画の定めるところにより行うこととなります。

また、災害対策基本法では、名簿情報及び個別避難計画情報を外部に提供する場合、受領者に対して守秘義務を課すとともに、提供する側の市町村に対して適正な情報管理のために必要な措置を講じること提供先に求めるなど、必要な措置を講ずるよう努めることを求めており、具体的な措置の例などを取組指針において示しています。

2. 救助法適用による高齢者避難への支援（避難所の開設、移送）①

【令和3年5月10日付け通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」P.22～24（一部改変）】

（災害救助法による避難所設置に係る費用の国庫負担）

- 災害救助法が適用された場合、避難所の設置に係る費用は、指定避難所としての指定のあるなしにかかわらず、また、公共施設だけでなく民間の施設を避難所として開設する場合も国庫負担の対象となります。

（災害救助法の一部改正）

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正において、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある段階から国の災害対策本部の設置を可能とするなど、災害発生前からの災害応急対策の推進のための措置を講ずることとされています。
- あわせて災害救助法が改正され、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した場合において、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、当該本部の所管区域とされた市町村（以下「本部所管区域市町村」という。）の区域内において、救助法を適用することを可能とし、当該都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対しても救助を行うことができることとされるとともに、これらの救助について国庫負担の対象とすることされました。
- 災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与や、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送といった救助を対象としています。具体的には、以下の費用を想定しています。
 - （1）避難所となる施設の利用料及び光熱水費等
 - （2）高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送のためのバスの借り上げ料や避難支援のための賃金職員雇上費用等
 - （3）上記の（1）及び（2）の救助に係る事務費

2. 救助法適用による高齢者避難への支援（避難所の開設、移送）②

【災害救助事務取扱要領（令和3年6月） P.46】

災害救助事務取扱要領（令和3年6月）

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

1 避難所の設置

（4）留意点

セ 災害が発生するおそれ段階において避難所を設置する場合については、災害発生のあるおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置した場合には、広域避難などを円滑に実施するため、災害を受けるおそれがある方に必要となる救助について災害救助法の適用を可能とするものであるため、主に大規模な避難、その他避難の実施に必要な避難所の供与を救助の対象とする。

旧法の非常災害現地対策本部長の権限を踏まえ、特定災害現地対策本部長に、特定災害本部長の権限の一部を委任することができることとした。

⑥費用負担（法第95条）

非常災害対策本部長等の指示と同様に、特定災害対策本部長の指示に基づき地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができることとした。

⑦罰則（法第113条及び第115条関係）

非常災害対策本部等が設置された場合と同様に、特定災害対策本部が設置された場合に指定行政機関の長の権限の委任を受けた職員が行う保管命令、報告徴収及び立入検査等に係る罰則についても措置することとした。

（3）留意事項

各地方公共団体においては、法第23条又は第23条の2の規定に基づき都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部を設置する等、災害時における災害対策の実施体制を構築されてきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、国の災害対策本部との一層の連携について留意されたい。

V 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

1. 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加（法第12条第5項関係）

政府の防災体制の強化に向け、災害発生時のみならず、防災基本計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議等、平常時における防災対策の立案についても、大規模災害発生時の初動時の知見を持つ内閣危機管理監の知見を踏まえたものとするため、法に規定する中央防災会議の委員として、新たに内閣危機管理監を加えることとした。

第二 災害救助法の一部改正関係

1. 災害が発生するおそれがある段階での救助法による救助（救助法第1条から第2条の3まで、第4条、第11条、第13条、第17条及び第30条関係）

（1）規定を改正した趣旨

改正法においては、第一のⅢのとおり、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある段階から国の災害対策本部の設置を可能とするなど、災害発生

前からの災害応急対策の推進のための措置を講ずることとしている。

旧救助法は、災害が発生し、一定規模以上の住家被害が生じた場合などに適用することとされており、災害の発生していないおそれの段階では、適用できないこととされてきたが、災害発生のおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、当該災害に係る地域の状況等を勘案して当該災害に係る災害応急対策を国が関与して推進するため特別の必要がある状況であり、避難の実施に当たっては、都道府県等が中心となつて行うことが想定される。

このため、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した場合において、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、当該本部の所管区域とされた市町村（以下「本部所管区域市町村」という。）の区域内において、救助法を適用することを可能とし、当該都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対しても救助を行うことができることとするともに、これらの救助について国庫負担の対象とすることとした。

また、災害発生の際における救助と、発生するおそれがある段階における救助について、適用の関係を明確にするとの観点から、救助法を適用する場合における都道府県知事等による公示に関する規定についても整備することとした。

なお、災害が発生するおそれがある段階での救助を救助法上に追加することに併せ、救助法の目的規定や都道府県知事による連絡調整規定についても改正を行うこととし、事務処理の特例、繰替支弁規定等について、従来の災害発生市町村に本部所管区域市町村を加えることとしている。

（2）災害が発生するおそれがある段階での救助法の適用について

救助法による救助は、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行われるものであり、具体的な適用の流れは次のとおりである。

- ・気象庁より特別警報を発表するような台風が上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から大規模な災害が発生するおそれがある場合であつて、多数の者の避難の実施の調整が必要となるなど、地方公共団体、関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が地域の状況や予想される被害の程度等を総合的に勘案して、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部のいずれかの災害対策本部を設置する。
- ・Ⅲの1.により、国の災害対策本部の所管区域となる都道府県知事等は、

管内市町村における避難指示等の発令状況や避難の実施の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助を必要とすると判断した場合には、救助法の適用を行う。

なお、救助法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

（3）救助の公示について

災害が発生するおそれがある段階又は実際に災害が発生した場合において、救助法を適用し救助を行うに当たっては、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示すること。また、当該救助を終了するときも同様にその旨を公示すること。

災害が発生するおそれがある段階における救助（救助法第2条第2項）を行っていたが、実際に災害が発生し、災害発生の際における救助（救助法第2条第1項）に移行する際には、災害が発生するおそれがある段階における救助を終了する旨と、災害発生の際における救助を行う旨及び当該救助を行う災害発生市町村とを、同時に公示すること。

公示の方法としては、都道府県等のホームページ等により公表することで差し支えない。

なお、改正法の施行前から既に旧救助法を適用し、改正法施行後もその状態が継続している都道府県等については、改正法施行後に、改めて当該旧救助法の適用を開始した旨を公示する必要はなく、また、当該旧救助法の適用を終了する旨の公示を省略して差し支えない。

（4）災害が発生するおそれがある段階での救助の対象

災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与や、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送といった救助を対象としている。

具体的には、以下の費用を想定している。

- ① 避難所となる施設の材料及び光熱水費等
- ② 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送のためのバスの借り上げ料や避難支援のための賃金職員雇上費用等
- ③ ①及び②の救助に係る事務費

第三 内閣府設置法の一部改正関係

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、政府が非常災害対策本

3. 電源が必要な避難者への対応①

厚生労働省（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業）

- 長期停電時においても自力での移動が困難な在宅患者の使用する人工呼吸器が稼働できるよう、当該患者を診ている医療機関に対して、簡易自家発電装置等の整備経費の一部を支援し、停電時に患者に貸し出せる体制の整備を図っています。

国立成育医療研究センター（災害対策マニュアル）

- 在宅でさまざまな医療機器を使用している子供たちにとっては、災害時の電源の確保が重要であるという平成30年北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、電源確保を中心とした災害対策マニュアルを作成しており、最新情報にアップデートするため、定期的に改定されています。

<https://www.ncchd.go.jp/news/2019/20190823.html>

茨城県つくば市（災害時対応ガイドブック）

- 停電時の対応方法などを説明した「災害時対応ガイドブック」を作成しています。この冊子では、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、電気自動車(EV)の普及も踏まえ、自動車を電源とした場合の留意点などを示しています。

- ・ 医療的ケアを必要とする方は、さまざまな医療機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結します。「災害時ガイドブック」にはいざという時に「自助」の力を発揮するための情報等を掲載しています。自分が使っている人工呼吸器の情報などを書き込める「災害時対応ノート」と併せて利用することを推奨しています。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/shogaisha/soudan/1014146.html>

都道府県や市町村の取組

- 複数の都道府県や市町村で各種の取組を実施しています。

（取組の例）

- ・ 非常用自家発電機やバッテリー等の購入補助や貸与
- ・ 充電ステーションの設置(PHEVの活用など)
- ・ PHEVや医療機器のメーカーとの協定
- ・ 市町村や関係機関との連絡会議
- ・ 取組指針の作成
- ・ 患者や家族等への情報提供のためのガイドブックやリーフレットの作成
- ・ 災害への備えのための自己記入式の対応マニュアルの作成

3. 電源が必要な避難者への対応②

電気事業者（小型発電機の貸出、事前登録等）

※電気事業者に確認した内容。

○東京電力

「ご自宅で医療を受けられている方は、事前に医療機関などにご相談をお願いいたします。ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されており、バッテリー等の代替電源がないお客さまにおかれましては、当社が保有している小型発電機等を可能な限りお貸しいたします。お近くのカスタマーセンターまでご連絡ください。」

※小型発電機等は東京電力が自宅にお届け、設置の支援をしています。 ※市町村から要請することも可能。

<https://www.tepco.co.jp/keikakuteiden/attention-j.html>

○中部電力パワーグリッド

「弊社では非常事態時に、事前にお知らせいただいている在宅医療機器をご使用のお客様へ個別で停電状況や復旧見込み等のご連絡を行っております。

新規で在宅医療機器をご使用される際には、以下の連絡先までご連絡をくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。中部電力パワーグリッド株式会社ネットワークコールセンター TEL（フリーコール）：0120-985-232」

※発災後、市町村を通じて又はお客様から直接ご連絡があり、必要な場合には、小型発電機等の貸し出しや設置の支援をしています。

○関西電力

市町村を通じて連絡があれば、可能な場合には、必要に応じて小型発電機を市町村を通じて貸出を行っている。

○北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力

事前登録の仕組みはないが、お客様からご相談があれば、可能な場合には、必要に応じて、小型発電機の貸し出し、停電復旧見込みの連絡など個別に対応を行っています。（※市町村を通じて連絡する場合もあり。）

- ⇒ 電気事業者との連携を一層進展させるためには、電気事業者にも避難支援等関係者になっていただき、市町村が名簿情報や個別避難計画情報の提供を検討することが考えられます。
- ⇒ 都道府県の関与（協定、連絡会議、関係連絡先一覧の整備など）が、市町村と電気事業者の連携の推進に効果的と考えられます。（特に電気事業者が都道府県の指定地方公共機関である場合には有効と考えられます。）
- ⇒ 電源が必要な医療機器を使用している避難行動要支援者の対応は福祉のみならず、医療や保健にも関係し、これまでは防災との関係が希薄な場合も考えられるため、関係部局の間での情報共有などの連携が、一層重要です。

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

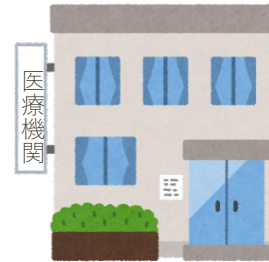
- 在宅人工呼吸器を使用している患者にとって、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れがあるため、災害時の電源確保は重要な問題であり、平成30年北海道胆振東部地震等においても対応に苦慮したところ。
- このため長期停電時においても自力での移動が困難な在宅患者の使用する人工呼吸器が稼働できるよう、当該患者を診ている医療機関に対して、簡易自家発電装置等の整備経費の一部を支援し、停電時に患者に貸し出せる体制の整備を図る。

【事業概要】

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関が、長期の停電時に当該患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に必要な経費の一部を補助する。

【補助率】 1 / 2

【1 医療機関あたりの補助内容】



自家発電機等

× 患者数

在宅人工呼吸器を使用し、訪問診療を受ける患者



都道府県

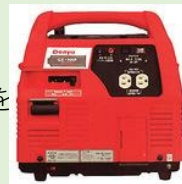
補助
(1 / 2)

国

医療機関

簡易自家発電機

(ガソリン、ガス等を用いて発電する装置)



貸出

居宅等



人工呼吸器



医政発 0415 第 4 号
令和 3 年 4 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施要綱の一部改正について

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施については、「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」（平成 31 年 2 月 13 日付け医政発 0213 第 10 号厚生労働省医政局長通知）により行われているところであるが、今般、同通知の別添「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願いたい。

別紙

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）とする。

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。なお、医療機関が患者に簡易自家発電装置等を貸し出す際には、当該製品の注意事項をよく確認したうえで、適正かつ安全に使用できるよう医療機関側から患者側に十分説明を行うこと。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、医療機関がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。



＜停電時の注意点について＞

ご迷惑をおかけしますが、停電への万全の備えをお願いいたします。

- 計画停電の停電時間や停電時間帯は毎日変動します。また、開始・終了時間が多少前後することがあります。
- 計画停電については、当日の電力需給状況により、予定していた時間よりも早めに終了させていただく場合があります。
- 雷や台風等により停電が発生し、予定されていた計画停電の開始時間になっても停電状態が継続している場合には、当該停電の解消後、あらためて計画停電を実施させていただく場合があります。
- 当日の電力需給状況により、予定していた計画停電を実施しない場合があります。また、予測を超えて需給が逼迫した場合には、計画を見直したうえで、お知らせした時間帯と違う時間帯に停電を実施させていただく場合があります。なお、その場合には、実施前に計画をお知らせします。

- ・信号機が突然消灯することが考えられますので、徒歩や車両で交差点をご通行される際には十分ご注意ください。
- ・停電時は、エアコンや扇風機などがご使用になれませんので、夏季には熱中症などにご注意ください。
- ・停電時に照明代わりとして、ろうそくなどをご使用する際には、火災にご注意ください。また、暖房や調理のため室内で練炭や炭を燃料とした七輪等を使用することは極力避け、やむを得ず使用する場合は一酸化炭素中毒防止のため、定期的に十分な換気を行ってください。同様に、石油ストーブ等の燃焼器具を使用する場合も定期的な換気を行ってください。
- ・ビルやマンションでは、エレベーター、自動ドア、オートロック、立体駐車場などが稼働しなくなりますのでご注意ください。特にエレベーターは閉じこめられる可能性がありますので、停電が予定されている時間帯の利用をお控えください

- ・ご自宅で医療を受けられている方は、事前に医療機関などにご相談をお願いいたします。ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されており、バッテリー等の代替電源がないお客さまにおかれましては、当社が保有している小型発電機等を可能な限りお貸しいたします。お近くのカスタマーセンターまでご連絡ください。

※小型発電機等からの排気ガスには一酸化炭素などの有害物質が含まれておりますので、小型発電機等は室内では使用しないでください。

- ・停電解消時の火災防止のため、アイロンやドライヤー、シーズヒーターなどの電熱器具・装置のプラグをコンセントから抜いてください。



在宅医療機器をご使用の皆さまへ

中部電力パワーグリッドでは、停電でご迷惑をおかけすることのないよう、日々取り組んでおります。しかしながら、雷、地震、台風、大雪などの自然災害による停電を完全に防ぐことは困難です。また、被害の規模によっては、電気をお届けするまでに十数時間、あるいは数日間を要することもあります。

■自然災害による被害例



台風被害 飛来物による電線接触・断線



大雪被害 倒木による電線接触・断線

このような非常事態においては、在宅医療機器※を長時間使用できないことが想定されます。そのため、在宅医療機器をご使用の皆さまご自身で、**日頃より以下の点について備えていただくことを、おすすめします。**

※主な在宅医療機器：人工呼吸器、酸素濃縮器、人工透析器、在宅中心静脈栄養療法機器等

- あらかじめ停電を回避する手段、あるいは停電の影響を最小限にする手段を講じておく。
(非常用バッテリーや、酸素ボンベ等のバックアップ機器を常備するなど。)
- バックアップ機器を保有している場合は、**定期点検を実施**する。
- 停電が長期化し、保有するバックアップ機器の限界を超えた場合に、危険な状況を回避するため、**対応可能な医療機関や避難先を選定**しておく。
- 非常時の連絡先(対応依頼・相談先)をあらかじめ確認しておく。



少しでも早く電気をお届けできるよう、停電復旧には全力を尽くして参りますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

停電に関するご意見・ご要望、停電情報のお問い合わせは、弊社へご連絡ください。また、停電情報については、弊社ホームページでもご確認いただけます。

中部電力パワーグリッド株式会社 ネットワークコールセンター

中部エリアの
停電情報は
こちら



中部電力パワーグリッド 停電
<https://teiden.chuden.jp/p/>

連絡先 0120-985-232

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。
※緊急のご用件は24時間承っております。

停電時対応策のおすすめ

停電等の 種類

工事停電

設備の保守、点検、修繕および増強工事などに起因する停電。弊社では、さまざまな対策を講じておりますが、防ぎようのない停電もございまして何卒ご理解願います。

故障停電

雷を始め、台風、地震、交通事故などに起因する停電。弊社では、さまざまな対策を講じておりますが、防ぎようのない停電もございまして何卒ご理解願います。

瞬時電圧低下

故障停電の際、停電してしまうお客さまを出来る限り少なくするために、故障設備を切り離すまでの間(0.05秒～2秒程度)に生じる電圧変動。故障発生区間以外のお客さまにも電圧変動が生じることがあります。

停電によって「大きな影響を受ける」と予想されるお客さまの例

在宅医療・医療機関

(個人宅・老人ホーム・病院など)
人工透析器、人工呼吸器などの在宅医療機器をご使用のお客さまや手術設備、保育器などを使用されるお客さま



農水産業

(養魚・養鶏など)
停電によって魚や鶏が酸素欠乏のために死滅したり、温度の上昇や低下により、肉類が死滅するなどの影響が大きいお客さま



公共施設・設備

ガス・上下水道・通信・自治体施設など、多くの人々に多大な影響を与える公共施設・設備運営のお客さま



製造業

製造業、産業、食品加工業など製品の品質低下や製造設備への影響が大きいお客さま



停電等の 対策例

非常用発電機

停電により大きな影響を受けるお客さまには、バックアップ電源として、非常用発電機の設置をお勧めいたします。



無停電電源装置(UPS)

停電した際に内蔵されているバッテリーへ瞬時に切り替え、切れ目なく電気を供給することにより、コンピュータを電源トラブルによるデータの消去、ハードディスクの破損などから守ります。非常用発電機と組み合わせて設置いただきますと、より効果的です。

※中部電力パワーグリッドでは、非常用発電機などの販売を広く設置は行っておりません。具体的な工事内容やお見積りについては、お近くの電気工事店にご相談ください。

非常用発電機を 設置されるお客さまへ

- 1 自動始動方式がより効果的です。
- 2 欠相事故による電動機の焼損防止のため、サーマルリレー、モーターブレーカー等の取り付けをお願いします。
- 3 稼働時に、弊社配電線に電気が逆流しないような措置をお願いします。
- 4 中部近畿産業保安監督部へ家用電気工作物の申請が必要となる場合があります。
- 5 地震対策のため、発電機本体を強固な床面、架台上に固定してください。



すでに停電対策を 講じられているお客さまへ

非常用発電機について

法定の定期点検はもちろんのこと、定めのない場合でも半年に1回は正しく動作することを確認してください。



警報装置について

1月に1回は正しく動作することを確認してください。



その他

万が一の事態に備え、定期的に停電対策の見直しや機器の使用状況、非常時の連絡先の確認を実施ください。



工事による停電も回数を少なく、時間を短くするように努力しておりますが、必要最小限の停電をお願いさせていただくことがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

停電情報お知らせサービス

かんたん設定ガイド

App Store・Google Playから
「停電情報お知らせサービス」アプリを
ダウンロードしてください。

IOSはこちら▶



Androidはこちら▶



※ご利用可能なiPhoneのバージョンはiOS10以上となります。

※ご利用可能なAndroidのバージョンはAndroid6.0以上となります。



① 初期設定

「停電情報お知らせサービス」アプリをダウンロード後、ホーム画面のアイコンをタップして起動します。



② 地域設定

停電情報の配信を希望する地域を選択してください。
「広域エリア」「郵便番号」「住所」の3種類から登録ができます。
(下記は広域エリア選択のイメージ)



①「広域エリア」から
選択するをタップ

②「県」を選択

さらに
「設定変更」から
「供給地点特定番号」の
ご登録へ

お客様の契約地点の 停電情報プッシュ通知機能の 設定方法



●5契約分の供給地点特定番号*が登録可能
●供給地点特定番号毎に、名称の設定が可能

*供給地点特定番号:お客様の受電地点を特定するための22桁の番号です。

お問い合わせ先

中部電力パワーグリッド株式会社ネットワークセンター
0120-985-232

受付時間

月～金曜／9:00～17:00

※土曜、日曜、祝日、年末年始はご休ませていただきます。

WEBチャットのご案内

停電・電気設備に関するお問い合わせはWEBチャット
でも受付しております。ぜひ、ご利用ください。

受付時間 24時間365日



中部電力パワーグリッド

むすぶ。ひろく。



更に便利に!

停電情報お知らせサービス

無料
アプリ

緊急時に役立つスマホアプリの決定版!
スマホがあなたのお問い合わせ窓口。

緊急時に
避難施設を
検索できる

停電情報を
プッシュ通知で
お知らせ

電気設備に
関する相談が
チャットで
できる

当アプリの停電情報をご提供できる地域は、中部電力パワーグリッドのサービス提供エリア内
(愛知県、岐阜県(一部地域除く)、三重県(一部地域除く)、静岡県(富士川以西)、長野県)です。

いざ!というときに。あらゆる災害時に。 避難施設の検索とルート検索ができる「避難所マップ」。

避難施設までの道順を検索できます!

外出中や在宅時など、あらゆる場面で災害が発生した際、
周辺の避難施設の検索や避難施設へのルートが
検索できる「避難所マップ」を搭載!

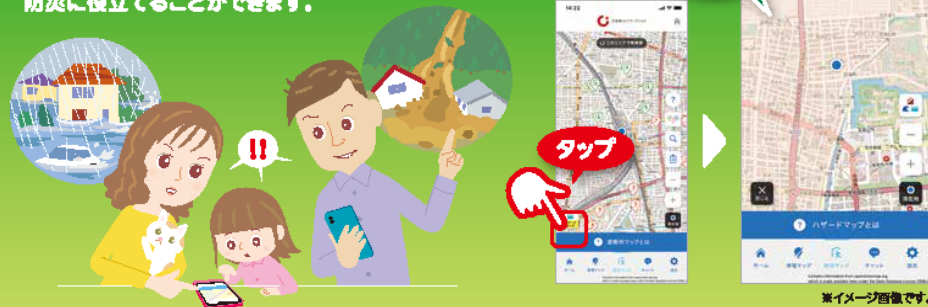
- ① 地図上の避難所アイコンをタップすると、
避難所の詳細情報の閲覧が可能です。
- ② 「道順を検索」をタップ後、「現在位置から」
あるいは「地図の中心から」を選択すると
避難所までの道順を表示いたします。



※イメージ画像です。

NEW 「ハザードマップ」機能の追加!

洪水・津波・土砂災害のハザードマップをご確認いただけます。
お住まいの地域の危険箇所を日頃から知っておくことで、
防災に役立てることができます。



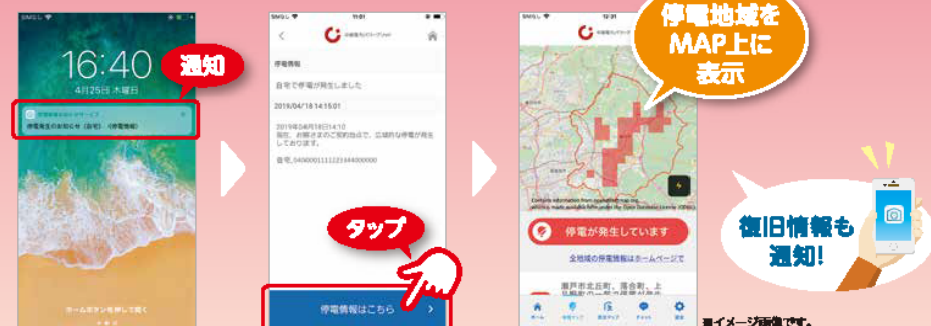
※イメージ画像です。

いつでも、どこにいても、すぐに受け取れる。 プッシュ通知で停電情報をお知らせ。

停電が発生・復旧した場合、
プッシュ通知でお知らせします。
忙しい時間帯でも、外出先でも、
停電情報をすぐに
ご確認いただけます。

登録した地域・お客さまのご契約地点の停電情報を
「プッシュ通知」でお知らせします!

現在停電の発生している地域をマップでご案内します。
ご家族のいる地域での停電もすぐに確認することができます。
また、停電の復旧情報や発生規模もご確認いただけます。



※イメージ画像です。

※お客さまのご契約地点のプッシュ通知は、供給地点特定番号の登録が必要です。なお、特別高圧のお客さまは対応しておりません。
また、1分程度以上の長時間停電は、停電情報が配信されませんので、ご了承ください。

電話よりもっと気軽に。メールよりもっとお手軽に。 新しいお問い合わせのカタチ。

電気設備に関するご相談を、いつでも
チャットでお問い合わせいただけます。
もちろん、オペレータからもチャットで
お返事いたします。

トークアプリ感覚でご相談・ご質問に
わかりやすくお答えします!



さらに!
こんな機能も
あります!

雷情報
停電情報と共に発
雷情報もお届けい
たします。



発雷地域を表示

でんき予報
日々の電力需給の
予報値と実績値をグ
ラフで分かりやすく
お知らせいたします。



※イメージ画像です。

4. 個別避難計画に係る地方交付税措置について①

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

この個別避難計画の作成の経費については、令和3年度において、新たに地方交付税措置を講じることとされています。

今般、一般財団法人地方財務協会（<http://www.chihou-zaimu.com/>）から地方財政の計画的運営の手引として発行された「令和3年度地方交付税制度解説（単位費用編）」において、個別避難計画に係る単位費用（標準的条件を備えた地方団体（人口10万人）が避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成する場合に要する経費）に関して、次のとおり紹介されています。

第三 行政事務内容（P.238（抄））

2 総務費

（5）防災諸費

市町村防災会議の運営、市町村地域防災計画、避難行動要支援者

第六 単位費用算定の基礎（P.240（抄））

2 総務費

（5）防災諸費

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成経費 2百万円

4. 個別避難計画に係る地方交付税措置について②

○ 地方交付税による財政措置は、次のように説明されています。

$$\text{「地方交付税」} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

※算定されている「基準財政需要額」と同額が「地方交付税」として地方に交付されているものではありません

※基準財政需要額＝単位費用×測定単位×補正係数

【単位費用】 標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等に要する経費

【測定単位】 各費目ごとの財政需要を表すのに最も適切と考えられる尺度もしくは指標

【補正係数】 自然的・社会的条件の違いを反映させるために乗じる率

4. 個別避難計画に係る地方交付税措置について③

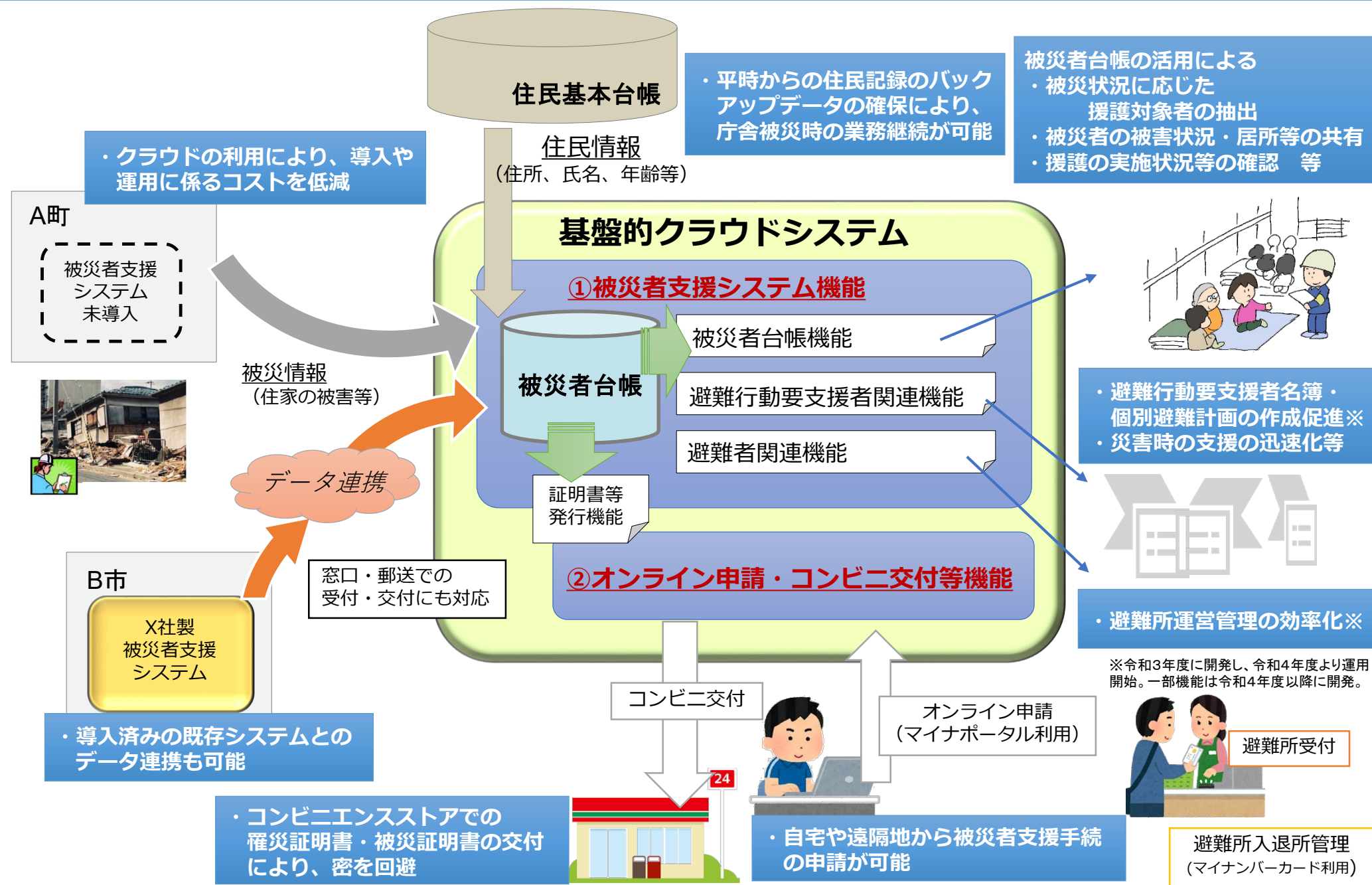
(参考) 個別避難計画の作成の財政措置に関する内閣府の考え方

- 個別避難計画の作成に当たっては、ハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護が必要な高齢者の方など、まずは優先度の高い避難行動要支援者について、おおむね5年程度で取り組んでいただくようお願いしています。
- 内閣府においては、個別避難計画に関し、現時点で優先度の高い避難行動要支援者は、約250万人と推計しており^(注1)、この方々に係る個別避難計画の作成経費は、先行事例等を踏まえ、一人あたり7千円程度^(注2)を要すると想定すると、全体で180億円程度要すると考えています。
 - (注1) 算定にあたり、優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1・2級等を所持している方など、自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしの人などとしています。
 - (注2) 作成費用は、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費などを想定しています。
- こうした優先度の高い方について、市町村には、おおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、
 - ・ 年平均では、36億円程度
 - ・ 初年度令和3年度は、その半分の18億円程度を要すると見込んでいます。
- これらを踏まえ、令和3年度において、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講じることとされています。

5. 避難行動要支援者に関するシステム整備の状況

- 各種の被災者支援の情報連携の中核となる被災者台帳の作成等を支援するシステム導入を推進するため、令和2年度第3次補正予算・令和3年度当初予算において、各自治体が共同利用できるクラウド上で、住民情報と被災情報を連携して被災者支援に活用することを可能とする被災者支援のための基盤的なシステムについて、市町村とも連携し、検証実験を行いつつ開発することとしています。
- 本システムの導入により、クラウド上で動作するシステムの活用、罹災証明書等のオンライン申請やコンビニ交付、マイナンバーカードを活用した避難所の入退所管理等が可能となり、市町村の業務の円滑化・効率化、被災者支援手続きの迅速化や被災者の負担軽減が期待されることから、各市町村においては、本システムの導入について検討をお願いします。
- 本システムは、主に小規模自治体のシステム整備促進とクラウド化による強靱化と相互運用性の確保を目的として、令和3年度中に、被災者支援のための基盤的なシステムを自治体が共同利用可能なクラウド上に構築することとしております。（令和4年度から運用開始、一部機能については令和4年度以降に開発）
- また、本システムには、避難行動要支援者名簿に関する機能もサブシステムとして有しています。
さらに、今後、このサブシステムに、個別避難計画の作成を効率的に行える機能を付与することなど機能を開発することについて、検討しているところです。

「基盤的クラウドシステム」について ～全体イメージ～ (案)



6. 個別避難計画に係る責任の考え方

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、「計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、計画作成主体である市町村や、福祉専門職や社会福祉協議会など個別避難計画の作成事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別避難計画作成等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のもの」（P. 107第10行目～）としており、また、市町村と避難行動要支援者が、双方で同意することを前提とした事項であり、作成に際して同意することが適当な事項（P. 97同意様式例）として整理したところです。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf>

- 避難行動要支援者が一般市民による避難支援によってけが等をした場合でも、避難支援が緊急事務管理（民法第698条）に当たるとして、当該一般市民は免責される可能性があります。すなわち、避難行動支援が行われた際の状況に基づいて個別具体的に判断されることですが、当該一般市民が、義務なく、避難行動要支援者の身体又は財産に対する急迫の危害を免れさせるため、避難支援という事務の管理を始めたといえるときは、当該一般市民に悪意又は重大な過失がなければ、避難支援によって生じた損害を賠償する責任を負いません。

また、民法に関する代表的な注釈書においては、「自然災害や人為的災害の場合の救命活動が一層重要となっている現代では、本条（注：民法第698条）の趣旨が、たとえば事務管理と構成されないような緊急活動一般にも類推されてよい。」との記述があります（「新注釈民法（15）債権（8）」（窪田充見編）P. 47）。